令和4年度(2022年度)第1回

留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

行政説明

「北海道障がい者条例及び障がい者虐待等について」

令和4年(2022年)7月25日 留萌合同庁舎 講堂

説明の柱

• 地域づくり委員会について

• 地域相談員について

• 障がい者虐待について

地域づくり委員会について

北海道障がい者条例の概要

■名 称

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域 づくりの推進に関する条例(平成21年3月31日北海道条例第50号)

■総 則(第1章)

- 目 的(第1条) 障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進
- 〇 基本理念(第3条)
 - ・行政機関、学校、地域社会、道民等が相互に連携し社会全体で取り組む
 - ・障がい者への差別の防止、暮らしづらさの解消、権利の最大限の尊重
 - ・保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他あらゆる分野において総合的に取り組む
 - 道内の地域間格差の是正
- 道の責務(第4条) 条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施 策を総合的かつ計画的に策定し実施しなければならない。
- 情報の提供(第7条) 道及び障がい者に係る情報を有する者は、情報の保護に留意するとともに、障がい者が 必要とする情報の提供に努める。
- O 財政上の措置(第8条) 道は、障がい者の社会生活に関する施策を推進するため必要な財政措置を講ずるよう努める。

■基本的施策(第2章)

- ○道の施策等における配慮、努力義務
 - ・関係法令等との調和(第9条)
 - 道民等の理解の促進(第10条)
 - ・企業等の取組の支援(第11条)
 - ・医療とリハビリテーションの確保(第12条)
 - 移動手段の確保(第13条)
 - ・切れ目のない支援(第14条)
 - ・保健・福祉及び教育との連携(第15条)
 - ・高齢者施策等との連携(第16条)
 - ・障がい者の家族に対する配慮(第17条)
 - ・地域間格差の是正等(第18条)

■障がい者の権利擁護(第3章)

- 道・道民は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。(第19条)
- 道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的配慮に努めるとともに、差別 や不利益な扱いをしてはならない。(第20条)
- O 障がい者に対する虐待を行ってはならない。(第21条)

■基本指針(地域づくりガイドライン)の策定等(第4章)

○ 障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい 事項等の基本的な指針(地域づくりガイドライン)を道が策定する。(第22条)

ガイドライン事項(第23条)

- 相談支援体制の確保
- 地域自立支援協議会の設置・運営
- ・ 障がい者及び地域資源の実態把握(地域マップ)
- 地域住民による支援体制の確保
- ・地域による就労支援
- ・ 市町村が設置する障がい者の暮らしづらさを解消するための協議機関 (調整委員会) など
- 「地域づくりガイドライン」に基づく市町村の取組に対する道の支援(第27条)
 - ・市町村に対する助言等を行う支援員(地域づくりコーディネーター)を圏域ごとに配置
 - ・地域でサポートする人材の養成 等

■障がい者に対する就労支援(第5、6章)

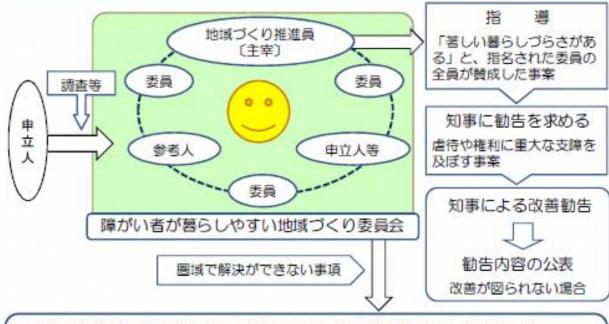
- ○道による就労支援推進計画の策定
- ○就労支援企業の「認証」制度
 - ・認証企業に対する優遇措置(低利融資・入札上の優遇)
- ○就労支援に関する「指定法人」制度
 - 福祉的就労の販路確保、市場調査、商品開発、認証制度のPR等を実施
- ○「北海道障がい者就労支援推進委員会」の設置
 - 学識経験者、関係団体等
- ○道による調達等への配慮
 - 福祉的就労事業所や認証企業からの道の物品又は役務の調達等への配慮

■障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(第7章)

〇総合振興局(振興局)の14圏域ごとに設置

〇協議事項

- 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること
- 差別や虐待及び権利擁護に関すること
- その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること
- ○事務局(申立先)は、総合振興局(振興局)社会福祉課



■北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 (第8章)

【組 織】知事(本部長)、副知事、各部長等、学識経験者 【所掌事項】

- ・暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進
- 各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項
- 障がい者施策の推進に関し必要な事項

<調査部会>

- ・学識経験を有する者のうちから知事が任命
- 各圏域の地域づくり委員会から審議を求められた事項等を審議

扱う事案

- ア 虐待に関する事案
- イ 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案
 - (ア) 虐待に準ずる程度の重大な権利侵害を伴うものであること。
 - (イ) 意図的で悪質性の高いものであること。
 - (ウ) 継続又は再発されるおそれが高いものであること。
- ウ 著しい暮らしづらさに該当する事案(ア、イに該当する事案を除く)
- (ア) 原因となる者が意図的であるか否かを問わず、障がい者の生活に相当の支障が生じるものであること。
- (イ) 支障の重大性、再発の防止等の観点から、原因となる者に対して改善のための措置を講じることが望ましいと判断されるものであること。

※対象外になるもの

- ・判決、裁決等により確定した事案
- ・裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案
- ・申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過している事案
- ・協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認めた事案

運営上の留意事項として

- 地域づくり推進員は、協議する事案に応じ、専門的な知見を有する者、特定の障がい者と同じ種別の障がい者、地域相談員、関係行政機関の職員などに参考人として地域づくり委員会へ出席を求め、意見を聴取することができる。(条例第46条第4項)
- 地域づくり推進員、委員及び参考人は、関係者それぞれの立場を理解し、中立かつ公平な立場に立ち誠実にその職務を行わなければならない。
- 地域づくり推進員、委員及び参考人は、個人情報やプライバシーの 保護に十分配慮するとともに、地域づくり委員会において知り得た 秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- ・なお、情報の交換及び協議を行う地域づくり委員会において知り得た秘密を漏らした場合は、差別解消法第19条の規定に違反した者として、同法第25条に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

地域相談員について

地域相談員とは

•知事は、地域づくり委員会の協議等(障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。)の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。(北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第15条)

地域相談員の職務・役割

•地域相談員は、虐待、差別、障がい者の暮らしづらさに関する相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相談の内容がスライド6に掲げる事案に該当すると思料するときは、地域づくり委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

留萌圏域での相談件数 (H25以降)

H29~1件(経済的虐待) H30~1件(除雪状況に関する案件)

全道14管内の地域づくり委員会への申立、 相談件数 (R2)

3件

全道、全国の障がい者虐待の件数 R2

全国

北海道

通報件数

擁護者・・・6,556件

施設従事者等・・・2,865件

使用者・・・564件

合計 9,985件

通報件数

擁護者・・・483件

施設従事者等・・・108件

使用者・・・30件

合計 621件

全道、全国の障がい者虐待の件数続き

全国

虐待と判断された件数

擁護者・・・1,768件

施設従事者等・・・632件

使用者・・・401件

合計 2,801件

被虐待者数

擁護者・・・1,775名

施設従事者等・・・890名

使用者・・・498名

合計 2,801名

北海道

虐待と判断された件数

擁護者・・・47件

施設従事者等・・・24件

使用者・・・21件

合計 92件

被虐待者数

擁護者・・・47名

施設従事者等・・・43名

使用者・・・26名

合計 92名

死亡例は0

全道、全国の被虐待者の年齢

全国		北海道
被虐待者の)年齢	
~19歳	142	7
20~29歳	358	3
30~39歳	308	8
40~49歳	361	12
50~59歳	389	12
60~64歳	159	5
65歳~	55	0
不明	3	0
合計	1,775名	47名

11 54 524

全道、全国の虐待者の年齢

全国		北海道
虐待者の年	地	
~17歳	11	0
18~29歳	119	1
30~39歳	185	7
40~49歳	347	9
50~59歳	479	11
60歳~	738	20
不明	52	1
合計	1,931名	49名

権利侵害につながる問題として・・